

FMHグループ通報窓口のご案内

フジ・メディア・ホールディングス（FMH）では、公益通報者保護法等に対応することに加え、グループ人権方針に基づいた「救済の仕組み」として機能させ、人権およびコンプライアンス体制強化を図る目的で、外部弁護士による「FMHグループ通報窓口」を設置し、当社グループ等での違反行為の通報を受け付けています。

ご連絡先 メール fmh.hotline@alo.jp

通報窓口・委託先 「あさひ法律事務所」 <https://alo.jp> 金子憲康弁護士 石原詩織弁護士 三浦徹也弁護士

【対象者】

- ① 当社グループ等の役職員（従業員については退職または派遣終了後1年以内の方を含む）
- ② 当社グループ等の各事業に直接関連する取引先事業者の役職員または個人事業主（当該取引が終了した後1年以内の方を含む）

※ 上記①②に定める方以外の方からの通報等であっても、その必要性および緊急性等に鑑みて、当該通報を受け付けることがあります。

【取り扱う案件（通報対象事実）】

- ① 当社グループ等における違反行為
- ② 当社グループ等のバリューチェーン上で生じる違反行為であって、当社グループ等が原因を作出しもしくは助長するものまたは当社グループ等の事業、製品またはサービスに直接関連するもの

※ 違反行為に該当しない苦情等の申立てについては、通報対象事実には含みません。



「違反行為」とは、法令違反、社内規程違反その他のコンプライアンス違反にかかる行為（そのおそれのある場合を含む）